1 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直し

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則 や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行う こと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間の 地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源 を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する 仕組みとして平成20年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2千円を 超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される 制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則を歪めるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いており、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト委託料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額2千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、 国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。

これまで国は、令和元年度税制改正において、返礼品について返礼割合3割以下の地場産品に限定し、また、令和5年10月には経費基準等の運用の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

<具体的要求内容>

(1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行うこと。

具体的には、住民税の控除額(特例分)を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、控除額への定額の上限設定などの見直しを早期に実現すること。

(2) 「ワンストップ特例」制度は廃止すること。廃止までの間、地方自治体の 税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

2 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止

(提案要求先 内閣官房、内閣府、総務省、財務省) (都所管局 主税局、政策企画局、財務局)

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して 魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京23区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、適用期限が令和5年度末となっている。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

また、平成28年度税制改正で創設された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」は、各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が 寄附した場合に、寄附額の最大約9割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及 び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされている。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則を歪めるものであることに加えて、都や特別区など特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的要求内容>

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」は、 政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行う ことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。